

令和 2 年 No.54

○国立大学法人東京学芸大学の研究成果等を活用した企業等への称号の授与に関する規程の制定

改正理由

本学の研究成果又は人的資源等を活用した企業その他の法人に対して称号を授与することにより、本学と当該企業等との関係を明確にするとともに、本学の教育研究活動を社会へ発信し、本学と企業等との連携を強化するため、必要な事項を定めるものである。

承認経過

令和 2 年 9 月 7 日、10 月 5 日 教育実践研究推進本部会議 審議・承認

令和 2 年 10 月 14 日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の研究成果等を活用した企業等への称号の授与に関する規程を次のように制定する。

令和 2 年10月15日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和 2 年規程第30号

国立大学法人東京学芸大学の研究成果等を活用した企業等への
称号の授与に関する規程

国立大学法人東京学芸大学の研究成果等を活用した企業等への称号の授与に関する規程を別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学の研究成果等を活用した企業等への称号の授与
に関する規程

〔 令和 2 年 10 月 15 日 〕
規 程 第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の研究成果又は人的資源等を活用した企業その他の法人（以下「企業等」という。）に対して本学が称号を授与することにより、本学と当該企業等との関係を明確にするとともに、本学の教育研究活動を社会へ発信し、本学と企業等との連携を強化するため、必要な事項を定めるものとする。

(称号)

第 2 条 本学が企業等に授与する称号は、「東京学芸大学教育イノベーションパートナー」とする。

(申請資格)

第 3 条 称号は、企業等であって、次の各号のいずれかに該当する場合に申請することができる。

- (1) 企業等の構成員が、東京学芸大学学則（平成 16 年学則第 2 号）第 1 条に規定する目的の達成に協力するために本学が所有する施設の利用を認められていること。
- (2) 企業等の構成員が、本学、本学の職員若しくは学生が所有する産業財産権、育成者権及び著作権等の知的財産権又は本学において達成した研究成果若しくは本学において習得した技術等を活用していること。
- (3) 企業等を設立した者又は設立に深く関与した者の全部若しくは一部が、本学の職員又は学生（職員又は学生であった者を含む。）であること。
- (4) 学長が前 3 号に準ずる資格を有すると認めた企業等であること。

(申請)

第 4 条 称号を受けようとする企業等の代表者は、東京学芸大学教育イノベーションパートナー称号授与申請書（様式 1）により、学長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学と研究成果又は人的資源等の活用に関する連携協定を締結した企業等については、前条に規定する資格を有する者として申請があったものとみなす。

(称号の授与等)

第 5 条 学長は、前条の申請があった場合は、申請者に対し、教育実践研究推進本部の議を経て、称号を授与するものとする。

2 教育実践研究推進本部は、前条の申請について、次の各号に掲げる者の意見を

聴くことができる。

(1) 教育インキュベーションセンター長

(2) その他学長が必要と認めた者

(称号記の交付等)

第6条 学長は、称号を授与することを決定したときは、当該申請者にこれを通知し、かつ、称号記（様式2）を交付する。

2 称号授与の期間は、授与した日から5年とし、更新することができる。

3 更新の手続きは、申請の例による。

4 称号授与は、企業等の買収・統廃合等により法人格の同一性が保たれない場合はその効力を失う。

5 本学は、企業等に称号を授与したことにより、法的責任を負うものではない。

(情報提供)

第7条 本学の職員は、第3条各号に規定する称号の申請資格に該当する者について、学長に申し出ることができる。

2 学長は、前項の申し出があった場合は、当該申請資格保有者に対し、この規程に関する情報を提供するものとする。

(報告義務)

第8条 称号を授与された者は、毎会計年度終了後、別に定める事業報告書により、学長に活動内容を報告しなければならない。

(称号授与の取消し)

第9条 称号を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、称号授与を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に規定する申請資格に該当しなくなったとき。

(2) 社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

(3) 前条に定める報告を行わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、称号を保持させることが適当でないと学長が認めるとき。

2 前項の規定により称号授与の取消しを受けた者は、速やかに称号記を返付するものとし、当該取消しを受けた日以後、称号を授与されていた事実を事業に使用してはならない。

(事務)

第10条 東京学芸大学教育イノベーションパートナーの称号授与に関する事務は、財務・研究推進部研究・連携推進課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか，企業等への称号付与に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この規程は，令和 2 年 10 月 15 日から施行する。

様式 1

東京学芸大学教育イノベーションパートナー称号授与申請書

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学長 殿

名 称

代表者

印

国立大学法人東京学芸大学の研究成果等を活用した企業等への称号の授与に関する規程第4条の規定に基づき、東京学芸大学教育イノベーションパートナーの称号の授与を申請します。

1. 名称

2. 所在地 〒

連絡先：

3. 事業概要

4. 申請資格該当条項 ☐第1号 ☐第2号 ☐第3号 ☐第4号
(規程第3条各号の該当するものにレを入れること)

5. 申請事由等（申請資格の具備を証する事実，背景を説明すること）

称 号 記

名 称

代 表 者

設立年月日

国立大学法人東京学芸大学の研究成果等を活用した企業等への称号の授与に関する規程第 5 条の規定に基づき、東京学芸大学教育イノベーションパートナーの称号を授与します。

【有効期間： 年 月 日～ 年 月 日】

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学長

○ ○ ○ ○ 印

※ 貴社の製品、サービス等の内容及び品質を本学が保証するものではありません。また、貴社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、貴社が本称号を使用することはできません。

※ 広告又は宣伝に本称号を用いる場合、事前に本学に届け出てください。

※ その他本称号の使用に当たっては、国立大学法人東京学芸大学の研究成果等を活用した企業等への称号の授与に関する規程を遵守してください。